2020 貿情セ調(経提)第3号

経済産業省 貿易経済局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 淺井課長殿 安全保障貿易審査課 和邇課長殿

2020年7月22日

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、杉浦法規係長殿 安全保障貿易審查課 大崎課長補佐殿、渡辺上席審査官殿 安全保障貿易管理課 佐藤課長補佐殿 宮口係長殿

### 空気中の物質を検知する装置(貨物等省令第2条第2項第十一号)の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター 生物・化学兵器製造装置分科会 主査 相谷 真也

2019年6月18日付け19 質情セ調(経提)第3号にて、空気中の物質を検知する装置(貨物等省令第2条第2項第十一号)の改正要望を提出いたしました。しかしながら、この改正要望は、2019年度政省令改正に取り上げられませんでした。ホスゲンとシアン化水素の検知装置は、我が国よりの輸出件数が多く、諸外国と比較し、我が国企業にのみ輸出許可取得と言う大きな負担を強いている現状です。つきましては、本年度政省令改正に取り上げてい頂きたく、再度要望書を提出するものです。

#### 1. 改正対象

写)

貨物等省令第2条第2項第十一号

### 2. 現行政省令等記載文及び改正提案文

改正案	現行		
(貨物等省令第2条第2項第十一号)	(貨物等省令第2条第2項第十一号)		
空気中の物質を検知する装置であって、次	空気中の物質を検知する装置であって、次		
のいずれかに該当するもの	のいずれかに該当するもの		
イ 前項の第一号、第二号イ、ロ、ハ及び	イ <u>前項</u> に掲げるものについて空気中にお		
<u>第三号</u> に掲げるものについて空気中に	ける濃度が、1立方メートル当たり 0.3		
おける濃度が、1 立方メートル当たり	ミリグラム未満であっても検知するこ		
0.3 ミリグラム未満であっても検知す	とができるものであり、・・・・		
ることができるものであり、・・・・			

## 3. WA Munitions List ML7 Note 1(除外規定)と貨物等省令第2条第1項第二号との比較

WA Munitions List ML7 Note 1			貨物等省令第2条第1項第二号		
a.	Cyanogen chloride (CAS 506-77-4)	11	二塩化カルボニル		
b.	Hydrocyanic acid (CAS 74-90-8)	ホ	塩化シアン		
d.	Carbonyl chloride (phosgene)(CAS 75-44-5)	<	シアン化水素		
p.	Chloropicrin (CAS 76-06-2)	1	トリクロロニトロメタン		

# 4. 対応するAG原文

Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting components as follows: detectors; sensor devices; replaceable sensor cartridges; and dedicated software therefore

a designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or AG-controlled precursors at concentrations of less than 0.3 mg/m³; or

- 5. 対応する EU Regulation Council Regulation (EC) No 428/2009
  - 2B351 Toxic gas monitoring systems, other than those specified in 1A004, as follows; and dedicated detectors therefor:
    - a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals specified in 1C350, at concentrations of less than 0,3 mg/m3; or

### 6. 対応する EAR

- 2B351 Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting "parts" and "components" (i.e., detectors, sensor devices, and replaceable sensor cartridges), as follows, except those systems and detectors controlled by ECCN 1A004.c (see List of Items Controlled).
  - a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals controlled by 1C350 at concentrations of less than 0.3mg/m³; or

### 7. 提案理由

(1) 検知対象の化学物質を整理すると下表の通り我が国が、他国より厳しい規制を実施。

検	知装置等	検知装置等の対象化学物質					
我が国政令		我が国省令		AG	EU	EAR	
1 の項	探知若しくは	_	軍用化学製剤	Chemical warfare	Chemical warfare	Chemical warfare	
(13)	識別の装置			agent	agent	agent	
		2 条 1 項	化学製剤原料				
		一号		AG controlled	1C350	1C350	
3 の項	空気中の物質	2条1項	化学製剤同等	precursors			
(2)11	の検知装置	三号	毒性物質の原				
			料				
		2 条 1 項	化学製剤同等	注)	対象外	対象外	
		二号	毒性物質		(1C450)	(1C355)	

- 注) AGにて Precursors として規定されていないが、化学兵器禁止条約にて、表 2A 剤、及び表 3 A 剤として規定。
- (2) 貨物等省令第2条第1項第二号に規定されている、二塩化カルボニル(ホスゲン)及びシアン化水素は、民生用途が多々ある、化学製品であり、これらの化学物質を検知する装置は、広く民生用に使用されている。本提案は、我が国産業界にとって意味のある提案である。

以上